

申告書（第一表及び第二表）を記入する

step.18 申告書第二表を記入する

付表4-1及び4-2から、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目		転記元項目等	
課税標準額		①	付表4-1の①F欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②	付表4-2の①-1A欄の金額
	4%適用分	③	付表4-2の①-1B欄の金額
	6.3%適用分	④	付表4-2の①-1C欄の金額
	6.24%適用分	⑤	付表4-1の①-1D欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表4-1の①-1E欄の金額
		⑦	付表4-1の①-1F欄の金額
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	6.3%適用分	⑧	
	7.8%適用分	⑨	
		⑩	
消費税額		⑪	付表4-1の②F欄の金額
⑪の内訳	3%適用分	⑫	付表4-2の②A欄の金額
	4%適用分	⑬	付表4-2の②B欄の金額
	6.3%適用分	⑭	付表4-2の②C欄の金額
	6.24%適用分	⑮	付表4-1の②D欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表4-1の②E欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表4-1の⑤F欄の金額
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表4-1の⑤F欄の金額
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	
		⑳	付表4-1の⑬F欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額	4%適用分	㉑	付表4-2の⑬B欄の金額
	6.3%適用分	㉒	付表4-2の⑬C欄の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表4-1の⑬E欄の金額

step.19 申告書第一表を記入する

申告書第二表及び付表4-1から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目等	
課税標準額	①	申告書第二表の①欄の金額	
消費税額	②	申告書第二表の⑪欄の金額	
貸倒回収に係る消費税額	③	付表4-1の③F欄の金額	
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表4-1の④F欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表の⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表4-1の⑥F欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表4-1の⑦F欄の金額
控除不足還付税額	⑧	付表4-1の⑩F欄の金額（マイナスの場合）	
差引税額（100円未満切捨て）	⑨	付表4-1の⑩F欄の金額（プラスの場合）	

※ 申告書第一表⑨欄の差引税額が48万円超の場合は、令和2年分の中間申告・納付が必要となります。11ページを参照してください。

step.20 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する（令和元年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和元年の消費税の中間納付税額の合計額を、申告書第一表⑩欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（3回分又は11回分）の消費税額を合計し、申告書第一表⑩欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付税額の金額をご確認ください。

step.21 申告書第一表⑪納付税額を計算する

申告書第一表⑨差引税額が⑩中間納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑪欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表⑪欄は空欄のまま、step.22に進んでください。

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑪納付税額}$$

設例 甲野商店の場合

納付税額は、

差引税額
(100円未満切捨て) $216,900\text{円} - 0\text{円} = 216,900\text{円}$

と求められます。

step.22 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

申告書第一表⑩中間納付税額が⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑫欄に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

step.23 申告書第一表⑮欄及び⑯欄に課税期間及び基準期間の課税売上高を記入する

申告書第一表⑮欄にこの課税期間の課税売上高を記載します。

なお、輸出等の免税売上げがある場合には免税売上高を加算し、申告書第一表⑤欄に記載がある場合には、課税売上げに係る返品、値引き又は割戻しの金額に100/108又は100/110を掛けた金額を差し引いて記載します。

令和元年分の基準期間は、平成29年分です。平成29年分の課税売上高を申告書第一表⑯欄に記入します。

step.24 申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表4-1から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目			転記元項目等	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表4-1の⑬F欄の金額（マイナスの場合）	
	差引税額（100円未満切捨て）	⑱	付表4-1の⑬F欄の金額（プラスの場合）	
譲渡割額	還付額	⑲	付表4-1の⑯F欄の金額（マイナスの場合）	
	納税額（100円未満切捨て）	⑳	付表4-1の⑯F欄の金額（プラスの場合）	

step.25 申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する（令和元年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和元年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書第一表㉑欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3回分又は11回分）までの地方消費税額を合計し、申告書第一表㉑欄に記入してください。

※「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.26 申告書第一表②納付譲渡割額を計算する

申告書第一表②納税額が、②①中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表②欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表②欄は空欄のまま、step.27に進んでください。

設例 甲野商店の場合

納付譲渡割額は、

$$59,200 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 59,200 \text{ 円}$$

と求められます。

$$\text{②納税額} - \text{②①中間納付譲渡割額} = \text{②納付譲渡割額}$$

step.27 申告書第一表③中間納付還付譲渡割額を計算する

申告書第一表②①中間納付譲渡割額が②②納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表③欄に記入します。

$$\text{②①中間納付譲渡割額} - \text{②②納税額} = \text{③③中間納付還付譲渡割額}$$

step.28 申告書第一表⑥消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（納付又は還付）

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、その計算結果を申告書第一表⑥欄に記入します。なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（－）を記入してください。

$$\left(\text{①納付税額} + \text{②納付譲渡割額} \right) - \left(\text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑭⑨還付額} + \text{⑬③中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{⑥消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の合計納付税額は、

$$\left(\text{納付税額 } 216,900 \text{ 円} + \text{納付譲渡割額 } 59,200 \text{ 円} \right) - \left(\text{控除不足還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{還付額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付譲渡割額 } 0 \text{ 円} \right) = 276,100 \text{ 円}$$

と求められます。

ここまでの計算結果を記入した申告書第二表

課 税 標 準 額		①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円													
※申告書(第一表)の①欄へ																
								1	6	8	2	4	0	0	0	01
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 の 合 計 額	3 % 適 用 分	②														02
	4 % 適 用 分	③														03
	6.3 % 適 用 分	④						1	2	7	0	8	3	3	3	04
	6.24 % 適 用 分	⑤						2	3	7	0	3	7	0		05
	7.8 % 適 用 分	⑥						1	7	4	6	3	6	3		06
		⑦						1	6	8	2	5	0	6	6	07
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適 用 分	⑧														11
	7.8 % 適 用 分	⑨														12
		⑩														13
消 費 税 額 ※申告書(第一表)の②欄へ		⑪						1	0	8	4	6	8	0		21
⑪ の 内 訳	3 % 適 用 分	⑫														22
	4 % 適 用 分	⑬														23
	6.3 % 適 用 分	⑭						8	0	0	6	0	4			24
	6.24 % 適 用 分	⑮						1	4	7	8	8	8			25
	7.8 % 適 用 分	⑯						1	3	6	1	8	8			26
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ※申告書(第一表)の⑤欄へ		⑰														31
⑰の 内訳	売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑱														32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲														33
地方消費税の 課税標準となる 消 費 税 額 (注2)		⑳						2	1	6	9	3	7			41
		㉑														42
		㉒						1	6	0	1	2	1			43
		㉓						5	6	8	1	6				44

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

ここまでの計算結果を記入した申告書第一表

この申告書による消費税の税額の計算																		
		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円																
課税標準額	①									1	6	8	2	4	0	0	0	03
消費税額	②									1	0	8	4	6	8	0	06	
貸倒回収に係る消費税額	③																07	
控除対象仕入税額	④									8	6	7	7	4	3	08		
返還等対価に係る税額	⑤															09		
貸倒れに係る税額	⑥															10		
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦									8	6	7	7	4	3			
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧															13		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨									2	1	6	9	0	0	15		
中間納付税額	⑩														0	0	16	
納付税額 (⑨-⑩)	⑪									2	1	6	9	0	0	17		
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫														0	0	18	
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬															19		
差引納付税額	⑭														0	0	20	
この課税期間の課税売上高	⑮									1	6	8	2	5	0	6	6	21
基準期間の課税売上高	⑯									1	4	9	5	1	4	5	6	
この申告書による地方消費税の税額の計算																		
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰															51		
差引税額	⑱									2	1	6	9	0	0	52		
還付額	⑲															53		
納税額	⑳									5	9	2	0	0	54			
中間納付譲渡割額	㉑														0	0	55	
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒									5	9	2	0	0	56			
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉓														0	0	57	
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔															58		
差引納付譲渡割額	㉕														0	0	59	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖									2	7	6	1	0	0	60		

⑳ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕)・修正申告の場合㉖ = ㉑ + ㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	☐	有	☐	無	31	
	延払基準等の適用	☐	有	☐	無	32	
	工事進行基準の適用	☐	有	☐	無	33	
	現金主義会計の適用	☐	有	☐	無	34	
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	35	
	区分	課税売上高 (免税売上高を除く)	売上割合%				
参考事項	第1種	千円				36	
	第2種	16,566		9	8	4	37
	第3種					38	
	第4種	259			1	5	39
	第5種					42	
	第6種					43	
特例計算適用(令57③)	☐	有	☐	無	40		

還付を受ける金融機関等	銀行	本店・支店
	金庫・組合	出張所
	農協・漁協	本所・支所
	預金	口座番号
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-	
郵便局名等		
※税務署整理欄		

税理士 署名押印	㊞ (電話番号 - -)
-------------	----------------------

☐	税理士法第30条の書面提出有
☐	税理士法第33条の2の書面提出有